

各位

神戸市福祉局介護保険課

## 要介護認定申請の大型連休中の対応について

令和3年度の更新申請については、昨年度に新型コロナウイルス感染症対策として認定有効期間を12ヵ月合算する取り扱い等を行ったことにより、これから夏頃にかけて増加することが見込まれています。併せて今年のGWは5月1日から5日まで休日のため、連休明けに申請手続きが集中することにより、要介護認定事務に大幅な遅れが発生することが予想されます。

この事務の混雑を緩和するため、通常では未来日の認定申請の受付は行わないところ、申請書の内容点検等を行うことを目的として、今回のGWに限り、次の有効期間開始日が令和3年7月1日となる更新申請のみ、以下のとおり事前に郵送にて受け付けます。

但し、要介護認定手続き自体は、申請日より先んじて行うことはできないため、事前に認定申請を受け付けてもなお認定結果が出るまでに相当な日数がかかると予想されることから、居宅介護支援事業者など申請代行業者にあつては、被保険者本人やその家族に対してその旨ご説明いただくとともに、認定結果が出るまでの間の介護保険サービスの利用については、認定後に結果としてサービス限度額が超過することがないように十分注意のうえ、暫定ケアプランの作成による対応をお願いします。

### 記

#### 1. 対象となる要介護（要支援）認定申請

次の認定有効期間開始日が令和3年7月1日となる要介護（要支援）認定申請の更新申請

#### 2. 上記申請を事前に受け付ける日

令和3年4月19日（月）～30日（金）

#### 3. 受付方法

認定事務センターへ郵送のみ（必着）

#### 4. 注意事項

- ・区役所窓口では受付しません。必ず認定事務センターへ郵送してください。
- ・旨の届出を提出いただいている居宅介護支援事業者等に、認定の有効期間満了日の約2ヵ月半前に送付している「更新対象被保険者一覧表」についても併せて提出をお願いします。
- ・提出いただいた申請書の内容に不備があるときは、返却し修正のうえ再提出を求めることがあるので、提出にあたっては申請書の内容を十分確認すること。